

論文審査の要旨
(Summary of Dissertation Review)

博士の専攻分野の名称 (Degree)	博士 (法学)	氏名 (Author)	井上 幸希	
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当			
論文題目 (Title)				
未成年者保護を目的とした表現規制をめぐる法的諸問題				
論文審査担当者 (Dissertation Committee)				
主査 (Committee chair)	教授	横藤田 誠	印	
審査委員 (Committee member)	教授	手塚 貴大	印	
審査委員 (Committee member)	教授	吉中 信人	印	
審査委員 (Committee member)	教授	門田 孝	印	
〔論文審査の要旨〕 (Summary of Dissertation Review)				
<p>本論文は、ある表現物が未成年者に有害であるという理由で政府がその表現物を規制することが許されるかという問題について考察する。政府は、未成年者へ悪影響を及ぼすことを理由に未成年者による表現へのアクセスを遮断するということを行ってきた。例えば、青少年保護育成条例は、有害図書類を知事が個別に指定するという方法のみならず、卑猥な姿態等の写真・絵画の全体に占める割合が一定以上ある場合、知事の指定を待たず有害図書に指定する包括指定制度を一般的に採用している。これについて憲法上の問題が指摘されていたが、最高裁は1989年、「有害図書が一般に思慮分別の未熟な青少年の性に関する価値観に悪い影響を及ぼし、性的な逸脱行動や残虐な行為を容認する風潮の助長につながる」（最判平成元年9月19日刑集43巻8号785頁）と断じて、青少年の表現の自由（知る自由）を侵害するものではないのはもちろん、規制の結果成人に対する関係において流通を制約することになっても憲法に違反するものではないと判示した。</p> <p>本論文は、第1部において、青少年保護育成条例による有害図書規制の状況、判例・学説を踏まえて、未成年者の表現規制の許容性を検討する。それに加えて、未成年者保護を目的とした放送上の規制およびインターネット上の規制、児童ポルノ禁止法をめぐる法的諸問題を考究する。</p> <p>日本ではこの分野の憲法的議論が活発であるとはいえないが、アメリカ合衆国には未成年者保護を目的とした表現規制に関する裁判例の豊富な蓄積が認められる。第2部では、この分野のアメリカの憲法学説、および様々な表現規制に関する連邦最高裁判例（子どもにとってわいせつな表現、ラジオ放送・ケーブルテレビ・インターネット上の下品な表現、暴力的内容のビデオゲーム、児童ポルノ）の詳細な検討を行った上で、日本における法的諸問題の解決策について考察する。加えて、平等保護条項の審査で用いられてきた「動機審査」を、表現の自由侵害の有無が問題になった事例においても活用すべきと提唱する Kagan 裁判官の理論をもとに、未成年者保護を目的とした表現規制への応用可能性について検討した結果、動機審査を活用す</p>				

ることで、子ども保護という目的の背後に隠された、憲法上容認できない不正な動機を炙り出すことができ、未成年者保護を目的とした表現規制であっても違憲と判断される可能性があることを示した。

第3部においては、これまでの考察を踏まえて、ある表現物が未成年者にとって有害であることを理由に政府が規制することが許容されるのか、されるとしたらいかなる場合かについて考察を加えた。子どもの憲法上の権利享有主体性をめぐるアメリカ連邦最高裁判例の変化、および日本の憲法学説の展開も確認したうえでたどりついた結論は、子どもの心身の未成熟性や判断能力といった特性は否定できず、子どもに対するパターンリズムに基づく介入が正当化される余地はあるものの、その特性のみで捉えるべきものではなく、子どももまた人権享有主体であることを踏まえて、子どもの保護と自律のいずれを重視すべきかについて個別具体的に判断する必要がある、というものである。

本論文の全体的なテーマ、検討した日米の判例・学説についてはこれまで日本でも研究対象とされてきたものも少なくなく、その限りでは独創性に欠ける面はあるものの、未成年者保護を目的とした表現規制を幅広く対象とし、包括的かつ詳細な日米比較研究を踏まえて、日本の問題への対処を試みる本研究は、従来の判例・学説の不十分な部分を補う有益な試みであると認められる。

審査の結果、本論文の著者は博士（法学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は、1,500字以内とする。